

様式第1号(第10条関係)

香美市長 様

年 月 日

申請者 住所 _____
 氏名 _____ (印)
 電話番号 _____

水道料金及び下水道使用料等減免申請書

次のとおり発見し難い箇所からの漏水があり、使用水量が多くなっております。そのため修繕工事写真(修繕前、修繕後、修繕完了後のメーター指数)を添えて申請しますので、香美市漏水に係る水道料金の減免に関する規程第10条及び香美市漏水に係る下水道使用料等の減免に関する規程第10条の規定により水道料金及び下水道使用料等の一部を減免していただきますようお願いします。

今後は給水装置等の維持管理について善良な管理者の注意をもって管理いたします。また、漏水によるものであっても水道料金及び下水道使用料等を納付することを誓約します。

修繕完了証明書

業者記入欄 ※枠内は記入漏れのないようご記入ください。

給水装置設置場所			
水栓番号			
メーター番号	修繕後のパイロットメーター確認 ※パイロットが止まっていない場合、水量更正できません。 (回・止)		
修繕完了日			
修繕完了後指数	m ³		
漏水箇所 ※目視にて確認できる表現漏水等は減免認定の対象外	1埋設部【 地下・床下・壁の中 】 ※【 】内の該当箇所を○で囲む 2上記以外で発見し難い箇所【 】 ※【 】内に具体的に記入		
漏水箇所		修繕内容	※原因、修繕内容がわかるように具体的に記入
修繕工事の写真は、別添のとおり(修繕前、修繕後、修繕完了後のメーター指数)			
下水道施設 (有・無) 下水道施設有の場合は、下水道施設への流入 (有・無) ※下水道施設への流入有の場合は状況等を具体的に記入 【 】			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 香美市指定給水装置工事事業者(証明者) 住所 業者名 (印)			

【注意事項】

- ※ 必ず写真が必要となります。
- ※ 減免の申請ができる期間は、漏水の修繕完了後90日以内です。
- ※ すでに水道料金等の減免を受けたことがある箇所から1年以内に再び漏水した場合は減免できません。
- ※ 減免の対象となる期間は、修繕完了日を含む期間又はその直前の期間のいずれか1調定分になります。
- ※ 記載内容の訂正は、訂正印を押してください。(修正テープ・修正液不可)